



債権回収業務の取組の実例

平成26年8月22日

弁護士 竹内千賀子
(愛知県弁護士会所属)

第1 江戸川区(東京都)生活一時資金貸付金

1 事件受任までの取組

- (1) 平成17年9月 債権管理に関する職員研修
- (2) 平成17年10月 債権管理条例の制定
- (3) 平成18年5月 債権管理マニュアルの策定
→ 資料1 参照

2 事件受任件数

平成19年度 100件
平成20年度 200件
平成21年度 1000件
平成22年度 1000件
平成23年度 705件
平成24年度 203件
平成25年度 140件

3 貸付制度の概要(資料2①参照)

- (1) 目的 : 生活資金が一時不足する区民に対し、一時的な資金を貸し付けることにより、その生活の安定を図ること(条例1条)
- (2) 貸付金額 : 一世帯につき30万円まで。区長が特に必要と認める場合は50万円まで(条例3条)
- (3) 償還期間 : 貸付け日の属する月の翌月から起算して25か月以内(条例7条)
- (4) 利率等 : 利率=年1.5パーセント(条例6条)
延滞金=償還期限の翌日から年7.3パーセント(条例9条)
- (5) 連帯保証人 : 必須(条例11条)

4 事件処理の概要

(1) 弁護士名での督促状の発送（※「督促状」の法的性質は催告）

- 反応あり → 納付相談 → 分納合意等
- 反応なし → 訴訟提起

(2) 督促状発送時の工夫（資料4参照）

- ア 反応がない場合には訴訟提起する旨の記載
- イ 納付相談の案内
- ウ 「面談カード」を同封

(3) 納付相談後の処理（資料5参照）

- ア 分納合意（地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条）
- イ 暫定合意（地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条）
- ウ 債務承認（民法147条3号の「承認」に該当。時効中断事由となる。）
- エ 徴収停止（地方自治法施行令171条の5、債権管理条例11条）
- オ 債権放棄（債権管理条例14条）
- カ 措置不要
- キ 交渉継続
- ク 訴訟提起（地方自治法施行令171条の2）

(3) 訴訟の特徴

- ア 訴訟提起はすべて東京簡易裁判所
- イ 事実関係に争いのない事案がほとんど
 - 大半は第1回期日で弁論終結
- ウ 和解に代わる決定（民事訴訟法275条の2）の活用
 - 第1回期日前に分割払いを希望する旨の連絡があり、かつ、裁判所への出頭が困難な債務者について有用である。
 - 事前に債務者と連絡を取り、生活状況・収支状況を聴取したうえ、無理のない分割払いを内容とする和解条項を作成し、裁判所に送付しておく。
- エ 送達にやや難あり
 - 「不在・留置期間経過」、「転居先不明」、「宛所に尋ね当たらず」などの理由で訴状の送達がスムーズにいかない場合が相当数ある。
 - 住民票の取得、就業場所調査、住所の現地調査等が必要となる。

5 課題、工夫、留意点など

- (1) 少額・大量の案件をいかに効率的・統一的に処理するか
 - ア 専従事務局の設置（資料5 参照）
 - イ 滞納者カードの作成（資料3）
 - ウ 担当弁護士向け執務要領の作成
 - エ 納付相談会の実施

- (2) 面談報告書の作成（資料6）

- (3) 地方自治法・同施行令、債権管理条例等の遵守と活用
→ 他の弁護士によるチェック制度（資料5、資料7参照）

- (4) 債務者が生活保護を受給している場合や多重債務者である場合の措置

6 実績等

→ 資料8 参照

第2 浦安市（千葉県）奨学資金貸付金

1 事件受任件数

平成20年度 27件
平成21年度 41件
平成22年度 32件
平成23年度 24件
平成24年度 20件

2 制度の概要・特徴（資料9 参照）

- (1) 貸付金額：公立高校の場合
入学準備金10万円以内
修学金月額1万2000円以内（年14万4000円以内）
- (2) 償還期間：正規の修学期間を終了した月の6か月後から10年以内に、
月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還（条例10条）
期限の利益喪失約款なし
- (3) 利率等：利息なし（条例5条2項）
延滞金＝返還すべき日の翌日から年14.5パーセント（条例14条）

- (4) 書類上の借主は奨学生（貸付当時は中学生、高校生）、実際の手続は親
→ 借受人の否認が生じやすい類型
- (5) 借用証書及び返還計画書は奨学金を受領し終わった後に提出する（施行規則10条、10条の2）。
→ 借用証書等を提出しない者が相当数いる。

3 課題、工夫、留意点など

- (1) 借用証書が提出されていない場合の取扱い
→ 条例10条を根拠に卒業後1年半後から10年の年賦払いとして請求
→ 資料11 参照
- (2) 納付相談は土日も対応
- (3) 訴訟・償還期限未到来分がある案件については将来給付請求（民事訴訟法135条）もする。
→ 資料12、13 参照
- (4) 借受人（子）が本当に借入を認識していなかった場合、借受人に請求できるか（すべきか）？
 - ① 親権者は子を代表して、子のために金銭の借受等の法律行為をすることができる（民法824条）
 - ② 民法826条の利益相反行為に該当するかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであって、親権者の動機・意図をもって判定すべきでない（最高裁判所昭和42年4月18日判決）。
 - ③ 親権者が子の法定代理人として、子の名において金員を借受けた場合、仮に借受金を親権者自身の用途に充当する意図であっても、かかる意図のあることのみでは、民法826条所定の利益相反行為とはいえない（最高裁判所昭和37年10月2日判決）

4 実績等

- 資料14 参照

第3 東京都A区 住宅使用料

1 紹介する趣旨

債務者が分割払いを希望している場合の処理方法（訴訟以外の解決方法）

2 事件処理の概要

督促状 → 納付相談 → 仮合意書作成 → 訴え提起前の和解（即決和解）

3 工夫点

（１）分割合意書に即決和解に応じる旨及びこれに応じないときは期限の利益を喪失する旨の条項を設ける。

→ 資料 1 5 参照

（２）和解条項に不履行の場合の明渡し条項を設ける。

→ 資料 1 6 参照

4 即決和解と公正証書作成の違い

（１）即決和解は議会の議決又は専決処分が必要。

⇔ 公正証書は不要。

（２）即決和解は不履行の場合の明渡し条項を設けることが可能。

⇔ 公正証書は不可。

（３）費用：即決和解は印紙代が一律 2 0 0 0 円。

⇔ 公正証書は債務額や枚数により異なる。

第 4 メール相談

1 概要

（１）契約をした自治体からメールによる質問を受け、メールで回答をするもの。

（２）回答は主査と副査の 2 名で協議のうえ、メール相談メンバーへの回覧及び責任者のチェックを経た上で、原則として質問受付後 2 週間後に最終回答を自治体に送付する。

（３）自治体とのやりとりはすべて事務局を通じておこなうのを原則とする。

2 具体的な流れ

例：平成 2 6 年 8 月 2 1 日（木）に質問を受けた場合

（１）「平成 2 6 年 8 月 2 9 日（木）」までに主査と副査が協議して、メール相談のメンバーのメーリングリスト（ML）に回答案を載せて、メンバーの閲覧に供する。

- (2) 事務局から「平成26年8月29日(木)」に一次回答として送付する。
- (3) 上記回答案に意見のあるMLメンバーは、MLに意見を載せる。
- (4) (意見があった場合) 担当者は、上記意見を踏まえて、訂正すべき点があれば、回答を作成し、MLに載せる。(9月3日(水)まで)
- (5) 責任者の了解を経て、「平成26年9月4日(木)」に事務局から最終回答を送付する。

3 課題

【添付資料】

- 1 「江戸川区の債権管理に関する取り組みと弁護士の活用」
- 2 ① 江戸川区生活一時資金貸付条例、同施行規則
- 2 ② 江戸川区の私債権の管理に関する条例、同施行規則
- 3 生活一時資金貸付金 滞納者カード (サンプル)
- 4 督促状 (サンプル)
- 5 面談後の流れ
- 6 面談結果報告書 (サンプル)
- 7 チェック担当者の意見書 (サンプル)
- 8 生活一時資金貸付金経過報告・実績
- 9 浦安市奨学資金貸付条例、同施行規則
- 10 催告書 (借用証書等提出済の場合のサンプル)
- 11 催告書 (借用証書等未提出の場合のサンプル)
- 12 訴状 (サンプル)
- 13 和解条項 (浦安市)
- 14 浦安市 奨学資金貸付金 回収額等内訳
- 15 仮合意書 (サンプル)
- 16 和解条項 (A区)

以上